



令和2年4月20日

関係各位

東京税関

税関手続に関する窓口での相談自粛のお願い（協力依頼）

税関行政の円滑な運営に当たり、平素よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

税関では新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、近距離での会話の自粛等、接触機会の低減を図ることとしております。関係者の皆様におかれましても、税関手続に関するお問い合わせなどについては、電話又は電子メールにより行っていただき、窓口での相談を目的とした各官署へのご来庁を極力お控えいただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、一部官署におきましては、ご来庁される方に対する「検温」を実施させていただいております。検温に際して下記の発熱症状等が認められた場合には、入庁をお断りさせていただいておりますので、併せてご承知置きをお願いいたします。

【発熱症状等】

- 風邪の症状がある
- 37.5℃以上の発熱がある
- 強いだるさ（倦怠感）
- 息苦しさ（呼吸困難）

何かとご不便をお掛けすることもあるかと存じますが、本件趣旨についてご理解を賜りたく、何卒宜しくお願い申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】

東京税関 総務部総務課総務第1係

電話 03-3599-6214